

法務省説明資料

【目次】

- 作業報奨金、自己契約作業による報酬の活用促進 p 1
- 矯正施設収容中の加害者による損害賠償の履行に向けた指導
(被害者の視点を取り入れた教育(特別改善指導)の効果検証) p 3
- 矯正施設収容中の加害者による損害賠償の履行に向けた指導
(矯正施設における被害者等の心情等の聴取・伝達制度の運用状況) p 4
- 保護観察中の加害者による損害賠償の履行に向けた指導
(改正更生保護法の施行状況) p 5
- 加害者が自ら損害賠償を履行するに当たっての実際上の課題への対応 p 6
- 損害賠償命令制度及び刑事和解制度の活用状況 p 7
- 時効の更新に関する負担軽減 p 9
- 第三者からの情報取得手続(改正民事執行法)の活用状況 p 11
- 先取特権の付与 p 13
- 執行手続の負担軽減(ワンストップ化) p 14
- その他負担の軽減(印紙代等) p 16

作業報奨金、自己契約作業による報酬の活用促進

〔制度概要〕

1 作業報奨金について

(1) 概要

- 出所後の生活資金の扶助として、刑務作業を実施した受刑者等に支給されるものであり、この趣旨から、釈放の際の支給が原則とされている。
- 作業報奨金は、生活扶助基準額等を目安として決定しており、令和6年度における受刑者一人当たりの予算上の作業報奨金の釈放時平均支給額は81,218円となっている。

(2) 釈放前の支給

- 釈放時支給の例外として、法令上、受刑者が釈放前に支給を受けたい旨の申出をした場合において、その使用目的が、被害者に対する損害賠償への充当等相当なものであると認めるときは、釈放前に支給することが認められている。

(3) 被害者送金の現状

	令和3年	令和4年	令和5年
件数	233件	217件	262件
金額	3,507,200円	3,062,500円	3,591,170円

※被害者送金の目的は必ずしも損害賠償に限らない。

2 自己契約作業について

- 自己契約作業は、余暇時間帯等に被収容者が刑事施設の外部の者との請負契約により行う物品の製作その他の作業であり、被収容者が任意に希望

する場合に、刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがない限り、刑事施設の長が許すもの。

(各年度3月実績)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人員	14人	28人	12人
賃金	34,615円	29,347円	27,331円

※賃金は一人一月当たりの最高額を示す。

〔今後の取組・検討方針〕

- 作業報奨金の支給については、釈放後の当座の生活資金を確保し、所持金がないがために再犯に及ぶという事態を防止するという意味合いもあり、作業報奨金の活用促進については、慎重な検討が必要。
- 自己契約作業についても、被収容者の任意で実施されるものであることなどを踏まえると、同作業を拡充することのみによっては、直ちに被害弁済につながるものではなく、被害弁済を促進する上では、被害者の心情や置かれた状況等を理解させるための指導を実施するなど、被害弁済の促進に必要となる働き掛けが重要であることから、今後、指導等の充実を図っていく。

矯正施設収容中の加害者による損害賠償の履行に向けた指導 (被害者の視点を取り入れた教育 (特別改善指導) の効果検証)

〔制度概要〕

- 矯正施設に収容している加害者のうち必要な者に対し、「被害者の視点を取り入れた教育」の受講を義務付けている。同教育は、被収容者に対し、自ら犯した罪を向き合い、その大きさや犯罪被害者等の心情等を認識させ、犯罪被害者等に誠意をもって対応するとともに、再び罪を犯さない決意を固めさせることを目標とし、犯罪被害者等の心情等の理解を深め、謝罪や被害弁償等の具体的な行動を促す指導を実施している。
- 「被害者の視点を取り入れた教育」については、令和5年度から2か年計画で効果検証に用いる測定ツールの策定など効果検証の方法について検討してきた。

〔今後の取組・検討方針〕

- 「被害者の視点を取り入れた教育」については、上記検討結果に基づき、令和7年度から効果検証のためのデータ収集を実施する予定であり、当該結果を踏まえ、同教育を更に充実させる。

矯正施設収容中の加害者による損害賠償の履行に向けた指導 (矯正施設における被害者等の心情等の聴取・伝達制度の運用状況)

〔制度概要〕

1 制度について

- 刑事施設や少年院において、申出のあった被害者等からその心情等を聴取し、矯正処遇等にいかすほか、受刑者等に伝達するものであり、令和5年12月1日から運用を開始した。

2 運用状況について

- 令和6年12月に、運用開始から1年間における運用状況をホームページ上で公表(※)しており、全国の矯正施設での利用件数としては、受理が136件、聴取が122件、伝達が113件となっている。

(※) <https://www.moj.go.jp/KYOUSEI/SHINJO/information.html>

〔今後の取組・検討方針〕

1 適切な人材育成

- 被害者等に寄り添った運用・対応が可能となるよう、より実践的な職員研修の実施を検討するなどして、適切な人材育成に努める。

2 適正な制度広報

- 制度利用を希望する被害者等において、制度を知らなかったために利用できなかったという事態が生じないように、制度広報の拡充を検討。

保護観察中の加害者による損害賠償の履行に向けた指導 (改正更生保護法の施行状況)

〔制度概要〕

- 改正更生保護法（令和5年12月施行）では、以下が新たに規定された。
 - ・更生保護法の運用の基準として「被害者等…の被害に関する心情、被害者等の置かれている状況等を十分に考慮」すること。（3条）
 - ・保護観察対象者が遵守すべき事項（義務）として、保護観察官又は保護司の求めに応じ、「被害者等の被害を回復し、又は軽減するためにとった行動の状況」を申告し又はこれに関する資料を提示すること。（50条1項2号ハ）
 - ・保護観察対象者に対する指導監督の方法として、「保護観察対象者が、…被害者等の被害の回復又は軽減に誠実に努めるよう、必要な指示その他の措置をとること。」（57条1項5号）
- 保護観察所では、こうした規定に基づき、しよく罪指導プログラムを実施（令和5年実施人員：1,502人）するなどして、被害者等の被害の回復又は軽減に向けた指導を実施している。

〔今後の取組・検討方針〕

- 改正更生保護法の規定に基づき、保護観察中の加害者に対し、被害者等の被害の回復又は軽減に向けた指導が適切になされるよう、施行状況を適切に把握する。
- 保護観察中の加害者が自ら損害賠償を履行するに当たっての実際上の課題を適切に把握する。

加害者が自ら損害賠償を履行するに当たっての実際上の課題への対応

〔制度概要〕

- 特別改善指導「被害者の視点を取り入れた教育」等の改善指導を通じて、被害者等の心情等を認識させ、再び罪を犯さない具体的な方法を考えさせるとともに、被害者等に対する謝罪や被害弁償に向けた具体的な方法等について考えさせるように指導を行っている。
- 例えば、加害者が損害賠償の支払意思を有しているが、連絡先、支払先等の情報を把握しておらず、実際の支払に結び付いていない場合についても、これらの情報を把握するための方法等について助言し、指導を通して考えさせている。

〔今後の取組・検討方針〕

- 引き続き、自発的に被害者等の被害の回復又は軽減に努めるように教育的働き掛けを行う。

損害賠償命令制度及び刑事和解制度の活用状況

〔制度概要〕

○ 損害賠償命令制度（犯罪被害者保護法 24 条）

刑事裁判の起訴状に記載された犯罪事実に基づいて、その犯罪によって生じた損害の賠償を請求するものであり、申立ては、対象となる刑事事件の審理手続が終結するまでにその刑事事件を担当している裁判所に対し、申立書を提出することによって行っている。

申立てを受けた刑事裁判所は、刑事事件について有罪の判決があった後、刑事裁判の訴訟記録を証拠として取り調べ、原則として 4 回以内の審理期日で審理を終わらせ、損害賠償命令についての決定を行う簡易かつ迅速な制度である。

○ 刑事和解制度（犯罪被害者保護法 19 条）

加害者との間で示談が成立した場合に、その事件を審理している刑事裁判所に申し立てることで、裁判所がその示談内容を公判調書に記載し、その後、加害者が示談金を支払わない場合に、別途民事訴訟を行わずに、その公判調書を利用して、強制執行の手続をとることができる制度である。

〔今後の取組・検討方針〕

- 令和 6 年版犯罪白書（法務総合研究所）によれば、令和 5 年の損害賠償命令の件数は 282 件、同年の刑事和解の件数は 17 件であり、いずれも前年とほぼ同数であった。

○ 法務省においては、犯罪被害者の方やその御遺族（以下「犯罪被害者等」という。）が各制度を利用するか否かを適切に御判断できるよう、損害賠償命令及び刑事和解等の様々な制度についての説明を分かりやすく記載した犯罪被害者等向けの冊子を作成し、全国の検察庁等へ配布するとともに、同冊子をウェブサイト上に掲載するなどして、これらの制度を周知している。

個々の検察官においては、個別の事案に応じて、犯罪被害者等に対し、同冊子を活用しながら、各制度の内容や利用する際の手順等について説明を行っており、引き続き、犯罪被害者等に対する適切な対応に努めるものと承知している。

時効の更新に関する負担軽減

〔制度概要〕

- 不法行為による損害賠償請求権は、①被害者等が損害及び加害者を知ったときから3年（人の生命又は身体を害する場合は5年）、②不法行為の時から20年のいずれかを経過したとき、時効によって消滅する。その間に訴えを提起して、判決等により権利が確定した場合には、その確定の時から10年を経過したとき、時効によって消滅する。時効による損害賠償請求権の消滅を防ぐためには、時効期間が経過する前に時効の更新をする必要がある。
- 「時効の更新」とは、一定の更新事由があったときに、それまでに経過した時効期間がリセットされ、新たにゼロから時効期間が進行を始めることをいう。更新事由として、①裁判上の請求等（判決等によって権利が確定したとき）、②強制執行や財産開示手続等（手続が終了したとき）、③承認がある。

〔今後の取組・検討方針〕

- 時効の更新のために訴えを提起する場合には、請求額に応じた手数料（例えば、1億円の請求であれば32万円）を納付することが必要となる。これに対し、平成29年の民法改正（令和2年4月施行）により時効の更新事由となることが明確化された財産開示手続を申し立てる場合には、その手数料は債権額にかかわらず一律に2,000円であり、訴えを提起する場合に比して、経済的負担は大きく軽減されている。まずはその利用状況等を注視してまいりたい。

- その上で、更なる負担軽減措置としてどのような方策が考えられるのか等について、犯罪被害者等や有識者の方々の御意見を踏まえながら、引き続き検討を行ってまいりたい。

第三者からの情報取得手続（改正民事執行法）の活用状況

〔制度概要〕

- 令和元年の民事執行法改正によって、債務名義を有する債権者が債務者の財産状況を調査するための制度として、裁判所が、債務名義の正本等を有する債権者からの申立てにより、
 - ・不動産に関しては登記所に、
 - ・給与債権に関しては市町村等に、
 - ・預貯金債権に関しては銀行等に対し、債務者の財産に関する情報の提供を命ずる制度が新設された。
- 給与債権や預貯金債権に関する情報取得については令和2年4月1日から、不動産に関する情報取得については令和3年5月1日から、それぞれ運用が開始されている。
- 不動産や給与債権に関する情報取得手続については、財産開示手続を先に実施することが必要とされている。
- また、給与債権に関する情報取得手続については、請求債権が養育費等の請求権や生命又は身体の侵害による損害賠償請求権であることが必要とされている。

〔今後の取組・検討方針〕

- 第三者からの情報取得手続は、専ら裁判所の手続を通して実施されるものであるため、その利用状況を幅広く把握するためには、裁判所の協力が必要である。

- 公開資料で明らかにされる情報取得手続の事件数全体の動向等は把握しており、施行後の状況を引き続き注視していく。
- 令和5年の全国の新受件数は8,815件であった。

先取特権の付与

〔制度概要〕

- 一般の先取特権は、担保物権の一つ。担保物権とは、債務者が債務を履行しない場合に、目的物を金銭に換えて弁済に充てることなどにより、債権の回収を確実にするための権利である。
- 一般の先取特権は、債権者と債務者との合意によって生ずるのではなく、法律上定められた原因によって生じた債権について、当然に生ずる。民法上、一般の先取特権が生ずる債権の発生原因は、①共益の費用（債務者の財産を保全するための費用等）、②雇用関係（給与債権等）、③子の監護の費用、④葬式の費用、⑤日用品の供給の5種類である。
- 一般の先取特権の目的物は債務者の総財産であり、不動産、動産、債権等の種類を問わず、債務者が有している全ての財産に及ぶ。ただし、抵当権、質権等、他の担保権を有する者が優先して弁済を受ける。
- 一般の先取特権は、民事訴訟の確定判決がなくても、他に先取特権の存在を証する文書を裁判所に提出することができる場合には実行することができる。

〔今後の取組・検討方針〕

- 犯罪被害者の損害賠償請求権に一般の先取特権を付与するかどうかに関しては、先取特権の存在を証する文書として、確定判決以外の文書は一般的には想定できないことをも踏まえ、その実効性について、実態を踏まえた検討が必要と考えられる。
- 他の債権との均衡や、どのような犯罪類型の被害者を対象にするか等についても慎重な検討が必要と考えられる。

執行手続の負担軽減（ワンストップ化）

〔制度概要〕

- 債権者が、債務者に対して、強制執行の申立てをするに当たっては、判決等の債務名義の正本等のほか、差押えの対象となる債務者の財産を執行可能な程度に特定する必要がある。
- 知れている財産に対する強制執行を実施しても、金銭債権の完全な弁済を得られないことが疎明された場合などには、債務名義の正本等を有する債権者は、債務者の財産を明らかにするため、「財産開示手続」「第三者からの情報取得手続」を申し立てることができる。
- 令和6年の民法等改正法によって、養育費等の請求権の債務名義の正本等を有する債権者が財産開示手続の申立てをした場合には、①一定の要件の下で、債務者等が開示した給与債権に係る差押命令の申立てがあったとみなし、②債務者等が財産開示手続において財産を開示しなかったときは、裁判所が給与債権に係る情報の提供を命じなければならないものとするなど、1回の申立てによって、上記複数の民事執行の手続を連続的に行うことができる仕組みが新設された。

〔今後の取組・検討方針〕

- 令和6年の民法等改正法は、まだ施行されておらず（令和8年5月までに施行）、まずは、施行後の運用状況を注視する必要がある。
- いわゆるワンストップ執行の対象を拡大する許容性や実効性を検討する上では、養育費等の請求権の特性（養育費の額は当事者の支払能力を踏まえた上で当事者の合意や裁判所の手続等で定められていることや、比較

的少額であることも少なくなく申立てに要する手間が相対的に大きいことなど)と犯罪被害者の損害賠償請求権等との違いを十分考慮する必要がある。

その他負担の軽減（印紙代等）

〔制度概要〕

- 民事訴訟における手数料は、裁判制度を利用する方にその制度の運営費用の一部を負担していただくことが制度を利用しない方との対比において負担の公平にかなうものであること等を考慮して定められている。
- 訴えの提起に要する手数料は、訴えで主張する利益（相手方に請求する金額等）に応じて算定される（金額の例につき後掲表参照）。
- 納められた手数料は、敗訴者の負担となり、原告が勝訴した場合、裁判所書記官に具体的な金額の確定処分を求め、この処分に基づき、被告から取立てを行うことができる。

（訴えの提起に要する手数料額の例）

請求金額	手数料
100 万円	1 万円
1000 万円	5 万円
1 億円	32 万円

- 他方で、損害賠償命令の申立て手数料は、請求金額を問わず、訴因ごとに 2,000 円となる。その後、通常の民事訴訟手続への移行があった場合には、上記訴え提起に要する手数料額から当該損害賠償命令の申立て手数料の額を控除した額を納めることになる。

〔今後の取組・検討方針〕

- 犯罪の被害を受けたことを理由として手数料を減額・免除するのは、上記の趣旨等と整合的ではなく、御負担の軽減は、訴訟の準備及び追行に必要な費用を支払う資力がない方等に対し、その支払を猶予する訴訟救助の制度や、法テラスがこれを立て替える民事法律扶助等によって図るのが適切であると考えられる。